

改正

平成25年 7 月26日規則第80号

令和 3 年 3 月26日規則第23号

沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例（平成25年沖縄県条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第 2 条 条例第 5 条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（第 1 号様式）によるものとする。

2 条例第 5 条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書(市区町村長が発行するものに限る。)
- (3) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- (4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- (5) 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
(事業支援室等の利用基準)

第 3 条 事業支援室、研究室及び実証棟（以下「事業支援室等」という。）について条例第 8 条第 2 項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次のいずれかに該当する個人又は法人若しくは法人格のない団体を構成する者であること。
 - ア 研究開発による製品化を積極的に指向するもの
 - イ 研究開発成果の企業化を積極的に指向するもの
 - ウ 事業支援室等の利用者の活動の内容を支援するもの
- (2) 事業支援室等で実施する活動の内容は、バイオテクノロジーを活用した分野又はこれと関連性が高い分野に関するものであること。
(利用者の負担する費用)

第 4 条 条例第13条第 6 項の規定により利用者が負担する費用は、事業支援室等において利用する次に掲げる費用とする。ただし、第 1 号の費用にあつては、知事が利用者に負担させることが不適当であると認めるときは、この限りでない。

- (1) 破損ガラスの取替え、電球の取替え等の軽微な修繕及び給水栓その他附帯施設の構造上重要な部分に要する費用
- (2) ガス、電気、水道、下水道及び電話の利用に要する費用
- (3) 警備に要する費用
- (4) 廃棄物及び廃液の保管並びに処理その他環境衛生の保持に要する経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利用者の責めに帰すべき事由により生じた修繕に要する費用

2 前項の費用の算定は、計量器によるものとする。ただし、これにより難しいときは、知事が適当と認める算定方法によるものとする。

(身分を示す証明書)

第 5 条 条例第17条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第 2 号様式）によるものとする。

(事業報告書)

第 6 条 条例第20条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 沖縄バイオ産業振興センター（以下「センター」という。）の管理運営に関する業務（以下「業務」という。）の実施状況

- (2) 業務に係る収支状況
- (3) センターの利用状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月26日規則第80号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為として行う申請に必要な申請書等)
- 2 沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成25年沖縄県条例第59号)附則第4項の規定により準備行為として行う指定管理者の指定に必要な申請書及び書類については、改正後の第2条の規定の例による。

附 則 (令和3年3月26日規則第23号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式 (第2条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 所 在 地

団 体 の 名 称

代表者の氏名

沖縄バイオ産業振興センターの管理に係る指定管理者の指定を受けたいので、沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例第5条の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 3 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書(市区町村長が発行するものに限る。)
- 4 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- 5 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)
- 6 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- 7 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（表）

身 分 証 明 書			
写 真 契 一 印	指定管理者名		
	氏 名		
	生年月日	年 月	日生
上記の者は、沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例第17条第1項の規定による立入り等に従事する者であることを証明する。			
年 月 日			
沖縄県知事			印

（裏）

沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例（抜粋） （立入り等）
第17条 指定管理者は、施設の管理上必要があると認めるときは、センターの管理業務に従事する者に、第8条第1項の規定により利用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をさせることができる。
2 前項の規定により立入り、質問又は指示をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入り、質問又は指示をする権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。